



# 広島県報

定期  
第11号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

国土調査の成果の認証(市町村)(二件).....	(地域調整室)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要.....	(環境対策室)	二
平成五年広島県告示第三百八十八号(大規模行為届出対象地域の指定)の一部を改正する告示.....	(環境調整室)	三
生活保護法の規定による施術者の指定.....	(福祉指導室)	三
生活保護法の規定による指定施術者の廃止.....	(道)	四
道路の区域変更.....	(道路保全室)	四
道路の供用開始(二件).....	(道)	四
公 告		
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出の取下げ.....	(地域産業振興室)	四
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出.....	(道)	四
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(二件).....	(道)	五
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村).....	(尾三地域事務所)	六
県営土地改良事業の換地処分.....	(尾三地域事務所)	六
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村).....	(福山地域事務所)	六
教育委員会教育長告示		
平成十八年度における広島県立美術館及び広島県縮景園受付等業務委託契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等.....		六

人事委員会規則  
深安郡神辺町の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則.....

(県法規登載)

## 告

## 示

広島県告示第百二十六号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。  
平成十八年二月十三日  
広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行った者の名称  
東広島市
- 二 調査を行った期間  
平成十六年五月から平成十七年十二月まで
- 三 成果の名称  
東広島市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
東広島市安芸津町三津の一部
- 五 認証年月日  
平成十八年二月二日

広島県告示第百二十七号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。  
平成十八年二月十三日  
広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行った者の名称  
呉市
- 二 調査を行った期間

- 三 成果の名称  
呉市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
呉市倉橋町の一部(倉井地区)
- 五 認証年月日  
平成十八年二月二日

広島県告示第百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東広島市河内町入野二二九六番地・七二 株式会社 A t t r a c t i v e 代表取締役 西村 直哉
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市河内町入野字獅子伏山二二九六・二他 ウイングパークホテル

二 申請の内容

特定施設 六六の二 イ ちゅう房施設 一基の能力及び汚水等の汚染状態を変更し、六六の二 八 入浴施設 二基を設置する。また、浄化槽の汚水等の汚染状態及び水量を変更し、一排水口の排水の汚染状態及び水量を変更する。

1 特定施設の種別能力及び使用の方法  
(その一) 入浴施設

種 能 類	種 類	
	六六の二 八 入浴施設 設一基(浴場A)	六六の二 八 入浴施設 設一基(浴場B)
容量二二立方メートル	容量一八立方メートル	
工事着手予定年月日	許可後直ちに	
工事完成予定年月日	着工後三ヶ月	
使用開始予定年月日	完成後直ちに	
同上		

使用の方法	排出される汚水等の汚染状態							使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)
	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	燐含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	
浄化槽	三、〇〇〇以下	二	二〇	五〇	二〇	三〇	五・八、八・六	通常
	三、〇〇〇	三	三〇	六〇	五〇	六〇	五・八、八・六	最大
同上	三、〇〇〇以下	二	二〇	五〇	二〇	三〇	五・八、八・六	通常
	三、〇〇〇	三	三〇	六〇	五〇	六〇	五・八、八・六	最大

(その二) ちゅう房施設

使用の方法	排出される汚水等の汚染状態			使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	種 能 類	変 更
	燐含有量	窒素含有量	項目					
浄化槽	三〇	五	通常	既設			六六の二 イ ちゅう房施設 (一Fちゅう房・二)	変更前
	五〇	八	最大					一日当たり七二〇食
同上	二	二〇	通常	完成後直ちに	着工後三ヶ月	許可後直ちに	六六の二 イ ちゅう房施設 (一Fちゅう房・二)	変更後
	三	三〇	最大					一日当たり一〇〇食

2 汚水等の処理の方法 (浄化槽)

使用の方法	処理前汚染状態				処理後の汚水等の				項目	工期等	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日							
	汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	燃含有量	窒素含有量						項目						
一排水口	二〇〇	一〇	六〇	二〇〇	一四〇	二〇〇	六〇	二〇〇	二〇〇	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	既設	変更前	変更後
同上	二〇〇	一〇	六〇	二〇〇	一四〇	二〇〇	六〇	二〇〇	二〇〇	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	完成後直ちに	許可後直ちに	着工後三ヶ月

3 排水水の汚染状態

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
1 排水口	排出水の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	二〇〇	二二〇	一五〇	一九二
	燃含有量	—	六	—	二
	窒素含有量	一三	四〇	一三	三〇

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年二月十三日から  
平成十八年三月 六日まで

2 縦覧場所

広島県環境生活部環境局環境創造総室環境対策室、広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び東広島市生活環境部環境保全課

広島県告示第百二十九号

平成五年広島県告示第百八十八号 (大規模行為届出対象地域の指定) の一部を次のように改正し、平成十八年三月一日から施行する。

平成十八年二月十三日

第一号中、「深安郡神辺町」を削る。

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第百三十号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条の規定によって、同法による医療扶助のための施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成十八年二月十三日

広島県知事 藤田雄山

氏名	住所	施設名称	所在地	業務の種類	指定年月日
安坂 静登	竹原市忠海中町四三二一七	安坂接骨院	竹原市中央二丁目一〇一八	柔道整復	平成一八・一・六

安坂 奈々絵	三原市沼田東町 末光二七四九	院 なな鍼灸接骨	竹原市忠海中町 四三三・一七	整柔復道	平成 一八・一・六
--------	-------------------	----------	-------------------	------	--------------

広島県告示第百三十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定によって、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があった。

平成十八年二月十三日

広島県知事 藤田 雄山

名称	所在地	廃止年月日
安坂接骨院	竹原市忠海中町四三三・一七	平成一八・一・五

広島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年二月二十七日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年二月十三日

広島県知事 藤田 雄山

道路の種類 県道  
路線名 東城西城線  
道路の区域

区間	新旧別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	新	旧			
庄原市東城町森字宮本沖二四五九番九地先から 庄原市東城町森字砂附二二三七番一地先まで	二二・五〇〇	八・〇〇〇 九・五〇〇	六六八・〇〇	六六八・〇〇	拡幅

広島県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年二月二十七日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年二月十三日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一八六号	山県郡安芸太田町大字上殿字中郷二二三〇番一地先から 山県郡安芸太田町大字上殿字中郷二二三〇番一地先まで	平成十八年二月三日

広島県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年二月二十七日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年二月十三日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道中大迫清田線	呉市倉橋町長谷一八八六番一地先から 呉市倉橋町長谷古カリヤ八〇四六番一地先まで	平成十八年二月三日

公 告

平成十八年一月十六日付け広島県報（定期）第三号で公告したダイヤモンドシティソレイユに係る大規模小売店舗の変更の届出について、届出者から届出の取下げがあった。  
平成十八年二月十三日

広島県知事 藤田 雄山

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年二月十三日

広島県知事 藤田 雄山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ダイヤモンドシティソレイユ  
所在地 安芸郡府中町大須二丁目二二番一外

- 二 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐輪場の収容台数

- (変更前) 二千八百台  
(変更後) 二千四百八十二台

- 三 変更する日  
平成十八年九月二十四日

- 四 変更する理由  
利用頻度の少ない駐輪場を駐車場に転用することにより、顧客利便性を向上させるため。

- 五 届出年月日  
平成十八年一月二十三日

- 六 届出等の縦覧場所  
広島県商工労働部産業振興総室(広島市中区基町一〇番五二号)

- 七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
府中町総務部地域振興課(安芸郡府中町大通三丁目五番一号)

- 八 1 期間  
平成十八年二月十三日から平成十八年六月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

- 2 時間帯  
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 九 意見書の提出  
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- 1 提出期限  
平成十八年六月十三日

- 2 提出先  
広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室

- 三 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する町から意見が提出された。

- 四 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 フジグラン安芸  
所在地 安芸郡坂町北新地二〇一八番一外

- 二 提出された意見の概要  
なし

- 三 提出された意見の縦覧場所  
広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

- 四 坂町産業建設課(安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号)

- 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 1 期間  
平成十八年二月十三日から平成十八年三月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

- 2 時間帯  
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 三 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する町から意見が提出された。

- 四 平成十八年二月十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 パルティ・フジ坂  
所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜三丁目一三〇五三番地外

- 二 提出された意見の概要  
なし

- 三 提出された意見の縦覧場所  
広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

- 四 坂町産業建設課(安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号)

- 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 1 期間  
平成十八年二月十三日から平成十八年三月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

- 2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年二月十三日から平成十八年三月六日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に呉地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月十三日

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
江田島市	佐古	農業用道路整備事業	江田島市役所

世羅郡世羅町所在の広島中央2期地区(時森地区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画に基づいて、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定によって、平成十八年二月六日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月十三日

広島県尾三地域事務所長 大下和男

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年二月十三日から平成十八年三月六日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月十三日

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
福山市	阿弥迫	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	浅原水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	谷郷水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	金名1水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	金名2水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	常農道	農業用道路整備事業	福山市役所
福山市	金丸1号農道	農業用道路整備事業	福山市役所
福山市	金丸2号農道	農業用道路整備事業	福山市役所

教育委員会教育長告示

広島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の十一第二項の規定によって、平成十八年度における広島県立美術館及び広島県縮景園受付等業務委託契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成十八年二月十三日

広島県教育委員会

教育長 関靖直

一 業務の種類

広島県立美術館及び広島県縮景園受付等業務

二 契約に係る事務の委任を受けた職員

広島県立美術館長

三 指名競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のすべてを満たしていることと広島県立美術館長が認めた者であること。

1 政令第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当せず、又は同項各号の規定に該当する事実があつた後二年以上経過していること。

2 指名競争入札参加資格審査申請書を提出する時に広島県の県税の滞納がないこと(滞納があることについて正当な理由がある者を除く。)

3 広島県内に本店、支店、営業所等を設置していること。

## 四 資格審査の申請手続

4 平成十六年及び平成十七年に受付業務の契約実績があり、かつ、これを滞りなく履行していること。

指名競争入札参加資格審査申請書(別記様式第一号)に、次に掲げる書類を添えて申請を行うこと。

1 営業経歴・業務内容調書(別記様式第二号)

2 平成十六年及び平成十七年の受付業務等の契約状況(別記様式第三号)

3 業務履行実績証明書(別記様式第四号)

4 派遣登録者の状況(別記様式第五号)

5 登記簿謄本(写し可)

6 申請日の属する事業年度の直前二事業年度の決算書の写し

7 納税証明書(直前一年に納付すべき広島県の県税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書)(写し可)

8 印鑑証明書(写し可)

9 委任状(契約締結権限を支店長、営業所長等に委任している場合に限る。)

10 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条の規定による許可を受けている場合は、その許可書の写し

11 広島県内に本店、支店、営業所等を設置していることを証する書類(1〜10で確認できる場合を除く。)

## 五 申請書等の作成に用いる言語等

申請書等は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

また、添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載するものとする。

## 六 申請書等の提出期間

平成十八年二月十三日(月)から平成十八年二月二十四日(金)の午前九時から午後五時までの間とする。

郵送による場合は、平成十八年二月二十四日(金)午後五時までに必着とする。

## 七 申請書等の提出先

広島県立美術館総務課(〒七三〇・〇〇一四 広島市中区上幟町二番二二号)

## 八 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

## 九 資格の有効期間

この告示による資格審査によって認定された資格の有効期間は、この資格認定の日から平成十九年三月三十一日までとする。

## 十 資格の取消し

資格の認定を受けた者が、政令第六十七条の四第一項又は第二項各号の規定のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格の認定を取り消すことがある。

## 十一 その他

1 申請書等は、広島県立美術館総務課で交付する。

2 この資格審査についての問合せは、広島県立美術館総務課(電話〇八二・二二一・六二四六)にすること。

(別記)  
様式第1号

指名競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

広島県立美術館長様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

広島県立美術館及び広島県縮景園受付等業務委託契約の指名競争入札に参加したので、次の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴・業務内容調書 (別記様式第2号)
- 2 平成16年及び平成17年の受付業務等の契約状況 (別記様式第3号)
- 3 業務履行実績証明書 (別記様式第4号)
- 4 派遣登録者の状況 (別記様式第5号)
- 5 登記簿謄本 (写し可)
- 6 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の決算書の写し
- 7 納税証明書 (直前1年に納付すべき広島県の県税, 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書) (写し可)
- 8 印鑑証明書 (写し可)
- 9 委任状 (契約締結権限を支店長, 営業所長等に委任している場合に限る。)
- 10 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条の規定による許可書の写し (許可を受けている場合に限る。)
- 11 広島県内に本店, 支店, 営業所等を設置していることを証する書類 (1〜10で確認できる場合を除く。)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号

営業経歴・業務内容調書

平成 年 月 日現在

商号又は名称					営業年数
代表者職・氏名					年 月 日
所在地	本社・本店	( )			創業設立 年 月 日 現組織への変更年月日 年 月 日
	県内の主たる事業所	( )			
資本金	千円				
区分	前年度決算時 (千円)	剰余(決算)金処分 (千円)			計 (千円)
	自己資本	払込資本	準備金	積立金	
本	次期繰越(欠損)金				
	合 計				
従業員	役員	当該業務職員	事務・営業職員	その他の従業員	計
	人	人	人	人	人
契約額	年度別	直前第2年度分決算	直前第1年度分決算	平均月間契約額	
	決算期別	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日～平成 年 月 日	第2年度+第1年度 2×12	
流動資産	流動比率 = $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 = \frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100 = ( ) \%$				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第3号

受付業務等の契約状況

- 1 履行期間が平成16年1月1日から平成17年12月31日までの間に係るものうち、契約額の大きいものから3件まで記入すること。
- 2 当該契約が3件未満の場合は、2件又は1件を記入すること。
- 3 この様式に記入した契約については、別記様式第4号の業務履行実績証明書(写し可)を必ず提出すること。

(商号又は名称) \_\_\_\_\_

(担当者名及び連絡先) \_\_\_\_\_

契約の相手方	業 務 名	業 務 内 容	契約額 (千円)	履行期間

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号

業務履行実績証明書

様  
申請者 所在地  
商号又は名称  
代 表 者  
印

貴(社)発注に係る業務について、次のとおり履行実績があることを証明してください。

契約期間	契 約 名	内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 状 況

前記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者  
職氏名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号

### 派遣登録者の状況

(商号又は名称)

(平成18年2月1日現在)

内	密	人	数
広島県内に住所を有する派遣登録者数			人
欄に記載の人数のうち、実用英語技能検定1級から3級までに合格している派遣登録者数			人
欄に記載の人数のうち、手話経験年数1年以上の派遣登録者数			人
欄又は欄に記載の人数のうち、受付業務の業務経験1年以上の派遣登録者数			人

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

### 人事委員会規則

深安郡神辺町の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年二月十三日

広島県人事委員会

委員長 丸山

明

広島県人事委員会規則第三号

深安郡神辺町の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

深安郡神辺町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第八十四号）は、廃止する。

附 則

この人事委員会規則は、平成十八年三月一日から施行する。